

年末年始はお歳暮やお年賀など、何かと贈り物をする機会の多いシーズンです。そこで、この機会に皆さまに改めてご理解いただきたいのが、きれいな政治、お金のかからない政治の実現、選挙の公正の確保を目指す「三ない運動」(贈らない、求めない、受け取らない)です。政治家が選挙区内の人にお金や物を贈ることはもちろん、有権者が政治家に寄附や贈り物を求めることも、公職選挙法により禁止されています。

【平時より禁止されるもの】

- 政治家の寄附の禁止 政治家が選挙区内にある者に対して寄附をすることは、その時期や名義のいかんに関わらず、罰則をもって禁止されています。
- 政治家に対する寄附の勧誘・要求の禁止 政治家に対して寄附をするよう勧誘や要求をすることも禁止されています。
- 政治家の関係団体の寄附の禁止 政治家が役職員や構成員である団体や会社が、選挙区内にある者に対して、政治家の氏名を表示したり、氏名が類推されるような方法で寄附をすることは禁止されており、選挙に関して寄附をすると処罰されます。
- 政治家の後援団体の寄附の禁止 政治家の後援団体(いわゆる後援会)が、選挙区内にある者に対して、後援団体の設立目的により行われる行事や事業に関する寄附以外の寄附をすると、その時期や名義のいかんに関わらず処罰されます。

【選挙に関しても禁止されるもの】

- 政治家の氏名が表示されたり、氏名が類推されるような名称が表示されている団体が、選挙に関し、選挙区内にある者に対して寄附をすることは、名義のいかんに関わらず、罰則をもって禁止されています。
- 国、地方公共団体と請負その他特別の利益を伴う契約の当事者がそれぞれの選挙に関して寄附をすることや、これらの者からそれぞれの選挙に関して寄附を受けることは、罰則をもって禁止されています。

【その他、禁止されている行為】

政治家が選挙区内にある者に対して、答礼のための自筆によるものを除き、年賀状、寒中見舞などのあいさつ状(電報なども含む)を出すことは禁止されています。また、政治家や政治家の後援団体(いわゆる後援会)が、選挙区内にある者に対して、主として挨拶を目的とする有料の広告を新聞・雑誌・テレビ・ラジオ・インターネットなどに出すと処罰されます。



※政治家本人が結婚披露宴、葬式等に自ら出席してその場で行う場合は罰則が適用されない場合があります。

広報誌「総務省」(2022年12月号)より

問合せ：選挙管理委員会事務局

オンラインタウンミーティング 参加者募集 ～私が描く 羽曳野の未来創り～

～みなさんの声を市政に～

市長にあなたのアイデアをプレゼンテーションしてみませんか？

※ Web 会議システム「Zoom」を使用します。端末(パソコン、タブレット、スマートフォン)、インターネット回線は各自でご用意ください。

【テーマ】健康・福祉の充実と向上(施政方針 第3の柱)
市民協働・地域自治(施政方針 第6の柱)

【対象】市内に在住・在勤・在学している方

【とき】2月8日(水) 19:00～20:00

【定員】5人 ※応募多数の場合は抽選(1月下旬にご連絡します)

【申込】メールで申し込んでください。

1月20日(必着)

タイトルに「タウンミーティング参加希望」と記載のうえ下記内容を記載してください。

氏名・住所(または勤務先・学校名)

電話番号・メールアドレス・年齢・提案内容

申込先：市民協働ふれあい課

メール shiminkyoudou@city.habikino.lg.jp



問合せ：市民協働ふれあい課

備えよう!!

Vol.4

～明日くるかもしれない災害に～

【地域での備え 平常時】

行政、消防、警察、自衛隊、医療機関などの「公助」は限りがあり、災害の規模が大きくなるほど市民のみなさんへの迅速な援助は期待できません。また、「公助」自体も被災することもあります。

災害時の被害を最小限に抑えるためには、自ら取り組む「自助」、地域で取り組む「共助」が非常に重要になってきます。今回は地域で平常時に行える備えの一例を紹介します。

(例)

- ・防災について学ぶ(防災勉強会、地域広報誌発行など)
- ・地域でまち歩きを行い、自分たちが住んでいる危険箇所や避難経路を知る
- ・高齢者や乳幼児など、配慮を要する住民の把握や支援体制づくりをする
- ・地域で防災訓練をする など

災害時応援協定の締結状況(11月)

大規模災害時に応急対応が行えるよう、各種事業者等と協定を結んでいます。

- ・西日本三菱自動車販売株式会社(11月11日締結)
- ・三菱自動車工業株式会社(11月11日締結)
- ・公益社団法人大阪府産業資源循環協会(11月21日締結)